

公 経 画 第 34 号
令和 2 年 11 月 16 日

経済団体代表者 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課企画室長



改正独占禁止法施行に伴い導入される新制度の経済団体向け講師派遣について

令和元年 6 月に成立した改正独占禁止法（以下「改正法」といいます。）は、本年 12 月 25 日に施行されることとなり、改正法の施行に伴う新制度についても同日から導入されます。

改正法の施行に伴い導入される新制度は、

- ① 調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額される、
- ② 新たな手続である判別手続のための準備を日頃からしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことで、効率的に社内調査を実施することができ、新たな課徴金減免制度を活用しやすくなる

など、新制度導入前のなるべく早い時期に準備を進めていただくメリットの大きい内容となっております。

公正取引委員会では、新制度の内容について広く周知するため、経済団体等における会員企業向け説明会・研修等に当委員会の職員を講師として派遣しております（オンライン対応も可能です。また、旅費や謝金は不要です。）。

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページに記載の必要事項を御記入の上、kaiseihou2020@jftc.go.jp にメールしてください。新制度導入後の御依頼も積極的に受け付けております。申込方法等について御不明点がある場合は、経済取引局総務課企画室（03-3581-5485（直通））に御連絡ください。

なお、先般講師派遣についての御案内を送付したところですが、今般新制度に関するコンプライアンスの必要性をまとめたイラストと併せて、改めて講師派遣の御案内を送付させていただいております。

講師派遣等を御活用いただき、新制度の導入に向けた事前準備や経済団体等のコンプライアンス確保にお役立てください。

○講師派遣御案内ページ

https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/kensyu/kaisei_kensyu.html

○改正法特集ページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html#abc>

○問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 企画室

電話 03-3581-5485 (直通)

改正独占禁止法施行に伴い

本年12月25日から導入される

新制度についての

講師派遣の御案内

公正取引委員会

- ✓ 公正取引委員会職員を経済団体の説明会・研修会に派遣中
- ✓ **オンライン形式にも対応**
- ✓ **無料（講師への謝金・旅費不要）**
- ✓ 所要1時間程度（ご要望に応じて対応します）

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページ記載の必要事項を御記入の上、

kaiseihou2020@jftc.go.jpにメール
してください。

※ 申込方法の詳細は裏面を御参照ください。



【概要】

○新制度は、

- ① **調査協力減算制度**により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額される、
 - ② 新たな手続である**判別手続**は、事業者と弁護士との間で行われた通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管しておくなど、**日頃から準備**をしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことができ、**調査協力減算制度**を活用しやすくなる
- など、**本年12月25日の新制度導入前**のなるべく早い時期から、各企業において**新制度の開始に備えて準備を進めていただくことが必要になる内容**となっております。

○公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、新制度の導入に向けた準備にお役立てください。

○**新制度導入後の講師派遣も積極的に受け付けております。**

問い合わせ先：公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課企画室
電話 03-3581-5485（直通）

【公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページについて】

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

サイトマップ 音声読み上げ・文字拡大 > ENGLISH

ENHANCED BY Google

創意あふれる事業者と消費者の利益のために

公正取引委員会について 報道発表・広報活動 相談・手続き窓口 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター)

ピックアップ

新制度（改正法）特集
(令和2年12月25日施行)

よくある質問コーナー (独占禁止法)

よくある質問コーナー (下請法)

動画で分かる公正取引委員会

よくある質問コーナー

トピックス

お知らせ 新型コロナウイルス感染症関連(令和2年5月13日更新)

お知らせ 改正独占禁止法が令和2年12月25日に施行されます!特集ページはこちらをクリック!

お知らせ 「下請法(改正下請法)の施行について」

お知らせ 令和2年「下請取引適正化推進月間」キャンペーン開催の決定について

お知らせ 海外での動きを更新しました(令和2年9月30日更新)

お知らせ 消費者相談特設ページを開設しました

お知らせ デジタルプラットフォームに関する取引実態や利用状況について、デジタル分野を中心に情報をお寄せください

こちらをクリック

新制度サイトマップ

新制度の概要について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

課徴金制度の改正について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

調査協力減算制度(新たな課徴金減免制度)を知りたい
動画を見たい
資料を見たい

初めの方はこちら!!

判別手続について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

施行前から準備すべきことを知りたい
動画を見たい
資料を見たい

新制度の関係規定等を知りたい
法律 施行令
規則 カイドライン

公開資料を見たい
関連する公表資料

新制度の内容について問い合わせたい
よくある質問はこちら
制度ごとの窓口はこちら
講師派遣の御依頼はこちら
オンライン説明会はこちら

講師派遣の御依頼はこちら
オンライン説明会も有ります!!

こちらをクリック

令和元年改正独占禁止法に関する説明会・研修等への講師派遣について (御案内)

令和元年の改正独占禁止法の施行に伴い本年12月25日から導入される新制度は、
①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減算される、
②新たな手続である判別手続のための準備を日頃からしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことで、効率的に社内調査を実施することができ、新たな課徴金減免制度を活用しやすくなるなど、
新制度導入前のなるべく早い時期に準備を進めていただくメリットの大きい内容となっております。

公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、改正法施行前の事前準備やコンプライアンス確保にお役立てください。

※ 企業における社内研修等には、通常、講師派遣を行っておりませんので、関係事業者団体等に御相談いただくか、公正取引委員会のHPに掲載されている説明用資料や動画を御活用ください。(特集ページへのリンク)
また、個別企業でも参加可能なオンライン説明会を開催しますので御利用ください。(オンライン説明会へのリンク)

講師派遣の御依頼はこちら
オンライン説明会も有ります!!

経済団体等の会員企業向け説明会に、
公取委の講師を講師として派遣しています!
オンライン説明会も可能です!

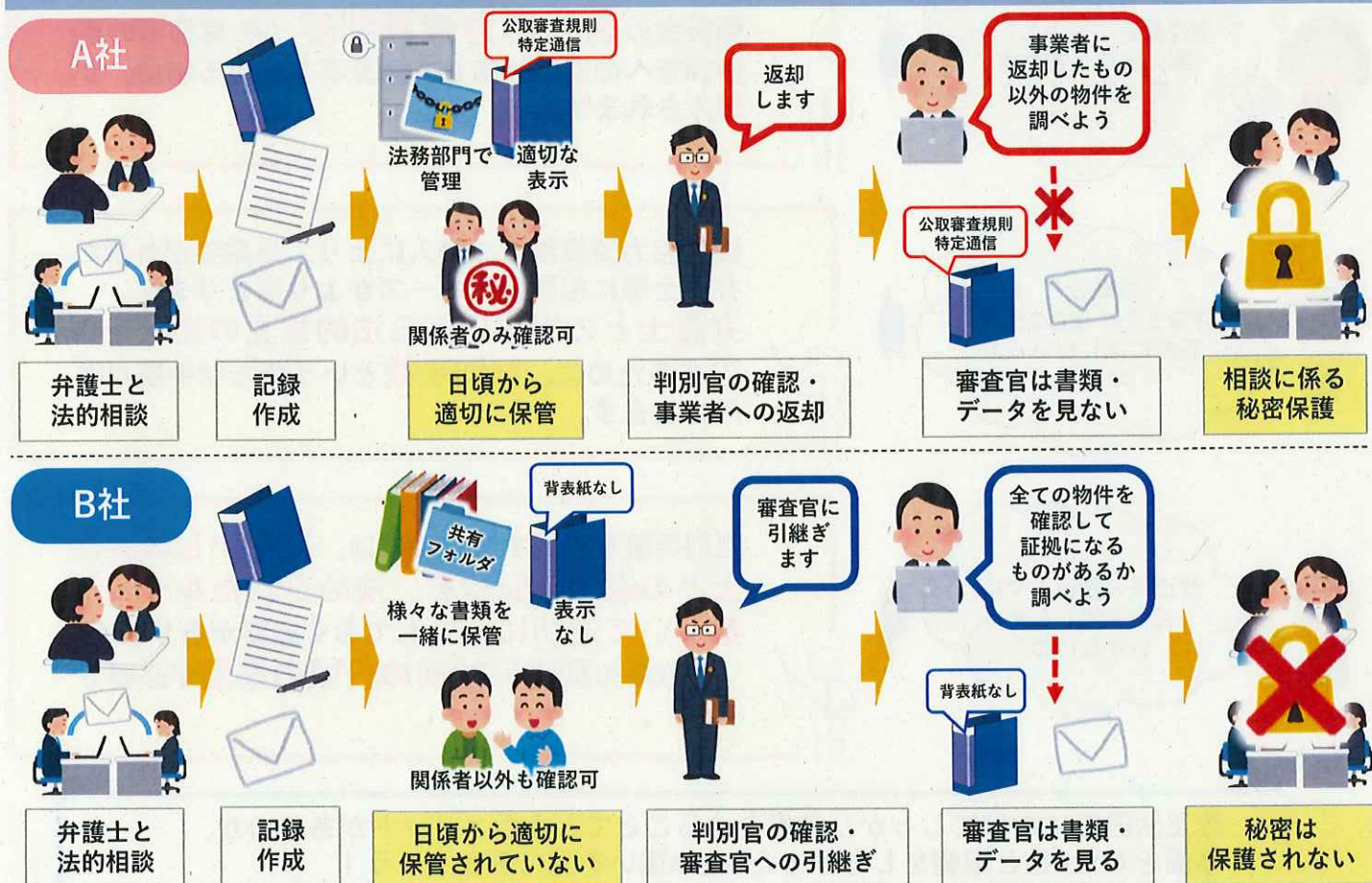
こちらのページに記載されている必要事項を記載の上、
kaiseihou2020@jftc.go.jpにメールでお申し込みください。

課徴金の調査協力減算制度の場合



※ 実際の減額の割合は協力の度合いなどによって変わります。

判別手続の場合



まとめ

公取委に協力したら、課徴金を減額してもらえる可能性があるなんて、大きな違いがあるなあ！

弁護士との相談記録を日頃からしっかり管理しておけば、相談に係る秘密が保護されるから安心して弁護士に相談できるし、調査協力減算制度も利用しやすくなるね！

そのとおりです！
 弁護士との相談記録は日頃から適切に管理しておくなど、改正法施行に向けてしっかり準備をしておくことが大切です。公正取引委員会の改正法特集ページやYouTubeの公正取引委員会チャンネルに掲載されている新制度についての動画・資料や、公正取引委員会が経済団体向けに行っている講師派遣なども活用して、賢くコンプライアンス対策をしましょう。

改正独占禁止法を知って、賢くコンプライアンス！

改正独占禁止法の施行に伴い、**令和2年（2020年）12月25日から新制度が始まります！**



12月25日から
新制度が始まると
何が変わるの？

新制度のポイントは**3つ**です！

- ✓ **課徴金制度の見直し**
- ✓ **新しい課徴金減免制度**
- ✓ **判別手続**の導入



公取委の
事件調査に協力したら、
国に支払う課徴金の
額が変わるって
本当？

課徴金の**調査協力減算制度**（※事業者の事件調査への協力に応じて減算率を決める制度）が導入されます。



事業者と
弁護士との相談記録は、
証拠にはしないって
本当？

調査協力減算制度の導入により、事業者が外部の弁護士等に相談するニーズがより高まります。
弁護士との相談に係る法的意見の秘密を保護するために、**判別手続**という新たな手続が導入されます。



改正法の施行までに、
何か準備しなきゃ
いけないの？

判別手続を利用するためには、**あらかじめ弁護士との通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管**しておく必要があります（公取委の**調査開始前**の日頃の準備が必要です。）。



改正法施行に向けてしっかり準備をすることでどんなメリットがあるのか、準備をしたA社と準備をしなかったB社の違いを見てみましょう！

《仮想事例》

社内調査をしたところ、営業担当が他社の営業担当と、商品Xの一斉値上げの合意をしていたことが発覚...社内では対応に追われることになった。

準備したA社



準備しなかったB社

